平成22年度環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 におけるロゴマーク(案)について

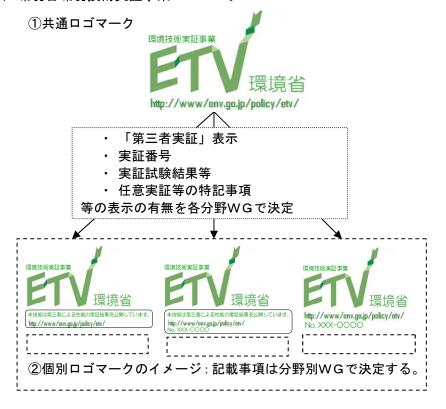
1. ロゴマーク検討の枠組み

平成 22 年度環境技術実証事業実施要領(平成 22 年 4 月 環境省)には、ロゴマークに関して以下のような言及があり、平成 22 年度より、従来の全分野共通のロゴマークに実証対象技術ごとの固有の情報を記載したロゴマーク(「個別ロゴマーク」)が交付されることとなり、今年度は当枠組みに従って記載する情報の検討を進めることとする。

第11章 ロゴマークの使用

- 2. ロゴマークの構成
- (1) ロゴマークは、別紙2に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの(以下「共通ロゴマーク」という。)及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの(以下「個別ロゴマーク」という。)からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。

(別紙2)環境省環境技術実証事業ロゴマーク



2. 本技術分野参加者へのアンケート結果

拡大 WG (平成 22 年 11 月 30 日開催) の事前アンケート *1 では、ロゴマークへの追加項目に関して、以下のような回答が得られている。

*1) これまで本技術分野の環境技術実証事業に参加し、結果報告書の公表及びロゴマークの交付を受けた実証申請者・環境技術開発者並びに平成 22 年度に本技術分野に参加し実証試験中の申請者を対象(計 26 社)に「平成 22 年度事業に関するアンケート」を実施したところ、18 件の回答があった。

事前アンケート集計結果

選択肢(複数回答可)	回答数
(a) 分野名 (小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)	10
(b) 「第三者実証」	6
(c) 性能値 (例えば、BOD 除去率、SS 除去率など)	4
(d) 実証された年度	6
(e) 実証機関名	5
(f) その他	1
(g) なし	5

- 「(c) 性能値(例えば、BOD 除去率、SS 除去率など)」、「(f) その他」への回答内容
- ○『性能値』に記載すべき内容
 - ·油阻集率 SHASE99.5%、 実地油分除去率 実証%
 - ・本実証対象技術分野事業の実証試験は、一事業所でのある限定された短い期間にて実証試験を実施したという事実に過ぎず、その限定された実証試験の水質値についてロゴマークに記載すると、異なる他の事業所に実証装置を設置した場合、エンドユーザーはそのロゴマーク水質値と同等、それ以上の水質値を期待する恐れがある。実証試験の水質値は普遍的では無いので、記載すべきでない。又、「性能値」という表現は、装置に対する性能であるかと想像されるが、装置を設置したことによる水質値(BOD除去率等)は小規模事業場の流入水、槽の大きさ、滞留時間等の外的要因の影響にも依存している為、それを装置の「性能値」と表現するのは適切とは言いづらい。
 - ・処理能力、水量、原水・処理水の pH、BOD、COD、SS、n-Hex
 - ・BOD 除去率
- ○『その他』の内容
 - ・実証場所、対象を明らかにする。ラーメン店排水、社員食堂排水、フライヤー 洗浄排水、食肉加工排水等。

3. ロゴマークの記載事項

(1) ロゴマークの記載事項候補

事前アンケートでの回答などを踏まえると、ロゴマークの記載事項の候補は、以下のように整理することができる。

ロゴマークの記載事項の候補

ロゴマーク カテゴリー	記載事項(候補)
共通ロゴマーク (必ず記載される項目 →検討対象外)	○「ETV」ロゴ○「環境省」の文字○「環境技術実証事業」の文字○ 事業 URL
個別ロゴマーク (記載有無の検討 対象)	 ○分野名(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)* ○「第三者実証」* ○実証年度* ○実証機関名* ○性能値(例えば、BOD 除去率、SS 除去率など)* ○実証番号 ※事前アンケートで回答が多かった上位 5 項目

今回の事前アンケートの選択肢には、「実証番号」の項目が含まれていなかったが、個別ロゴマークの性格上、実証対象技術を認識する情報として、また本事業の成果品である実証試験結果報告書へのアクセスを高める点において、実証番号は特に有効であると考えられるため、候補に追加した。

(2) ロゴマーク記載事項の検討におけるポイント

これまでの経緯等を踏まえ、以下に示すポイントを考慮して記載事項を絞り込む必要があるといえる。

【ロゴマークの評価項目】

〇ロゴマークの簡潔性

- ・個別に追加する枠の大きさ
- ・個別に追加する全体の文字数
- ・無駄を省き必要かつ最優先の内容

〇ロゴマークの訴求力

- ・視覚的にアピールできる表現力
- ・当システムを知らないユーザーに対象技術分野・技術をアピールできる表現力

〇ロゴマークにおける情報の正確性

- ・ロゴマークの記載事項によりユーザーが誤解を招かない内容
- ・共通ロゴマークに含まれる URL 及び個別ロゴマークの実証番号等による確実なアクセシ ビリティ

【その他の留意点】

〇実証試験結果報告書、環境技術実証事業ウェブサイトとの役割分担

- ・実証試験結果報告書、環境技術実証事業ウェブサイトへの導入装置としての明確化
- 〇ロゴマーク使用者との役割分担
- ・個別ロゴマーク掲載ページで、ロゴマーク使用者が記載を希望する項目との重複回避

(3) 記載事項の優先順位の整理(案)

(2)の検討ポイントを踏まえ、(1)に示したロゴマーク記載事項の候補について妥当性を整理すると、以下のような対応が考えられる。

〇実証機関名

第三者機関による実証であることがより強調されるが、「第三者実証」の従属的な意味合いが濃く、実証機関の文字数との関係で、全体の視覚的印象が弱くなるほか、パンフレットやウェブサイトに掲載した際に判読できなくなる可能性が懸念される等の観点から、記載事項の候補から外すこととする。

○性能値

実証対象技術により記載する項目が不特定であり、性能値を一言で示すことがクリアできるのであれば可能と考えられるが、「実証*2」という制度の中で、「性能値」という数値が一人歩きする危険性も含んでいる。また、ロゴマーク使用者としては、自分のホームページ等に最優先で掲載したい項目と考えられ、重複を避ける等の観点も含め、今後の検討課題として抽出することとし、今回は記載事項の候補から外すことを提案したい。

*2) 「実証」の定義:本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第 三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能(以 下、「環境保全効果等」という。)を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判断する「認証」とは異なるものである。

(平成22年度環境技術実証事業実施要領(平成22年4月 環境省)より引用)

これらの妥当性を前提として、ロゴマークの訴求力及びロゴマークにおける情報の正確性の2つの軸を中心に記載事項を評価し、優先順位を検討することが適切といえる。評価結果(案)を次ページの表に示す。

記載事項の評価結果 (案)

		記載事項(7)評価結果		
記載事項		訴求力の観点		情報の正確性の観点
分野名(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)	\triangle	・事業分野を正確に伝えることができる。 ・ロゴマークの認知度向上につながる。 ・分野名の文字数が多いため、全体の視覚的印象が弱くなるほか、パンフレットやウェブサイトに掲載した際に判読できなくなる可能性が懸念される。		・他分野と混同するリスクを低減できる。
「第三者実証」	0	・「実証」という事業内容を正確に伝えることで、ロゴマークの訴求力を向上できる。・ロゴマークの認知度向上につながる。	0	・「認証制度」と混同するリスクを低 減できる。
実証年度	Δ	・実証が新しいものであることを示せる。・一方、5年以上前に実証された装置が現行で販売されている例もある。		・実証年度を示すことはできるが、そのメリットは限定的。
実証機関名	×	 ・第三者機関による実証であることがより強調される。 ・「第三者実証」の従属的な意味合いが濃い。 ・実証機関の文字数が多くなると、全体の視覚的印象が弱くなるほか、パンフレットやウェブサイトに掲載した際に判読できなくなる可能性が懸念される。 	Δ	・実証機関がどこかを示すことはできるが、そのメリットは限定的。
性能値	Δ	・対象技術により記載項目が不特定で、性能値を一言で示すことが可能かどうか不明。 ・ロゴマーク使用者がホームページ等に最優先で掲載したい項目と考えられ、重複の可能性が懸念される。	×	・「実証」という制度の中で、「性能値」という数値が一人歩きする危険性を含んでいる。
実証番号	0	・実証結果等の詳細情報が存在する ことを認識でき、ロゴマークの信 頼性が高まる。	0	・実証結果へのアクセシビリティを 高めるため、情報の正確性に対す る間接的な効果が期待できる。

○:効果が大きい △:一定の効果は期待できる ×:効果は否定的

4. ロゴマーク案

前項の評価結果(案)を踏まえ、「第三者実証」、「実証番号」、「分野名」及び「実証年度」 の4つの記載事項を追加したロゴマーク候補(案)を以下に示す。

【※共通ロゴマーク及び全体の意匠は変更される予定です。】

(1)「第三者実証」+「実証番号」





第三者実証

実証番号:020-1001

【分かり易い表現】



この技術は、第三者機関が実証しています。

実証番号:020-1001

(2)「第三者実証」+「実証番号」+「分野名」



第三者実証

実証番号:020-1001 分野名:小規模事業場向け有機 性排水処理技術分野



http://www/env.go.jp/policy/etv/

この技術は、第三者機 関が実証しています。

実証番号:020-1001

テルース・025 105. 分野名:小規模事業場向け有機 性排水処理技術分野

【※共通ロゴマーク及び全体の意匠は変更される予定です。】

(3)「第三者実証」+「実証番号」+「実証年度」



第三者実証

実証番号: 020-1001 実証年度: 平成 22 年度



この技術は、第三者機関が実証しています。

実証番号: 020-1001 実証年度: 平成 22 年度

(4)「第三者実証」+「実証番号」+「実証年度」+「分野名」



第三者実証

実証番号:020-1001 実証年度:平成22年度 分野名:小規模事業場向け有機 性排水処理技術分野



この技術は、第三者機 関が実証しています。

実証番号:020-1001 実証年度:平成22年度 分野名:小規模事業場向け有機 性排水処理技術分野

5. ロゴマークの記載事項の様式について

ロゴマーク案に至るまでに、記載事項の様式等に関して、事務局サイドで気に掛かった 部分を以下に示す。

〇実証番号

実証番号は、以下のような構成になっている。

実証番号 000-0000

最初の3桁は、分野ごとに特有の数値で、現在のところ、下表に示すとおりである。

分野名	3 桁の数値
酸化エチレン処理技術分野	010
小規模事業場向け有機性排水処理技術分野	020
自然地域トイレし尿処理技術分野	030
化学物質に関する簡易モニタリング技術分野	040
ヒートアイランド対策技術分野(空冷室外機から発生する顕熱除去技術)	050
ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)	051
ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)	052
ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術	060
VOC 処理技術分野	061
非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)	070
湖沼等水質浄化技術分野	080
閉鎖性海域における水環境改善技術分野	090
VOC 簡易測定技術分野	100

ハイフォン後の 4 桁の数値のうち、前半の 2 桁は西暦年度の末尾 2 桁、後半の 2 桁は当該年度における実証技術件数の No.となっている (例えば、2010 年度の No.1 の場合は "1001" と表す。)。

これらのことから、実証番号の構成に関する情報が実証事業として活用できるようになれば、実証年度や分野名などのスペースを取る項目が省略できる可能性も考えられる。

(参考) 平成 22 年度環境技術実証事業実施要領(平成 22 年 4 月 環境省) におけるロゴマーク使用に関する規定

<u>第11章 ロゴマークの使用</u>

1. 目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)として定める。

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙2に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの(以下「共通ロゴマーク」という。)及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの(以下「個別ロゴマーク」という。)からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。

3. ロゴマークの使用

- (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。
- (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用に当たっては、環境省、実証運営機関及び実証機関(以下、「実証事業関係諸機関」)への届出や承認等は特に必要としない。
 - ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること
 - ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等の ために使用すること
 - ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関 に選定されている旨の表示のために使用すること
 - ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3) 上記(2) 以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省に協議することとする。

4. 表示方法

- (1) ロゴマークの表示方法
 - ① ロゴマークの配色は別紙2に示すものとし、その他配色を使用することはできない。

- ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
- ③ ロゴマークに対して、環境省の許可無く切断・分割・変形等の加工を行わない。 ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
- ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (http://www.env.go.jp/policy/etv/) へのホットリンクとする。

(2) ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
 - * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。
- ④ 技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使 用の停止等を指示することができる。

6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。